

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成16年5月17日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「トラックキャブ塗装工場更新計画」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

東京都港区港南二丁目16番4号
三菱ふそうトラック・バス株式会社
取締役社長 ヴィルフリート・ポート

2 指定開発行為の名称及び種類

(1) 名称

トラックキャブ塗装工場更新計画

(2) 種類

工場又は事業所の新設（第2種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市中原区大倉町10番地

4 指定開発行為の目的及び内容

(1) 目的

トラックキャブ塗装工場の更新

(2) 内容

ア 開発区域面積 約11,159㎡

イ 土地利用計画

(ア) 新塗装工場棟 6,188㎡

(イ) 屋外設備 33㎡

(ウ) 緑化地 2,805㎡

(エ) 構内通路・駐車場 2,133㎡

ウ 施設建築計画

(ア) 構造 鉄骨造、ALC板（外壁）、折板（屋根）

(イ) 階数 地上4階

(ウ) 高さ 約30m

(エ) 建築面積 6,188㎡

(オ) 延床面積 18,814㎡

5 指定開発行為の施行期間

着工予定： 平成16年7月

完了予定： 平成18年4月

6 条例評価書の写しの縦覧期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成16年5月17日(月)から平成16年6月15日(火)まで

(2) 場 所

中原区役所、幸区役所、幸区役所日吉出張所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで

ただし、土曜日、日曜日及び休日は除く。